



特殊関税制度の歴史と役割

関税は、通常国内産業の保護を図るために課され、条約や関税に関する法律に基づき、輸入される物品ごとに税率が設けられています。

一方で、不正な貿易取引や輸入の急増などの特別な事情がある場合には、通常の関税のみでは国内産業の保護を達成することができないことも想定されることから、貨物、供給国、供給者などを指定したうえで、通常の関税のほかに割増関税を課する特殊関税制度によって、国内産業の保護を図ることとしています。

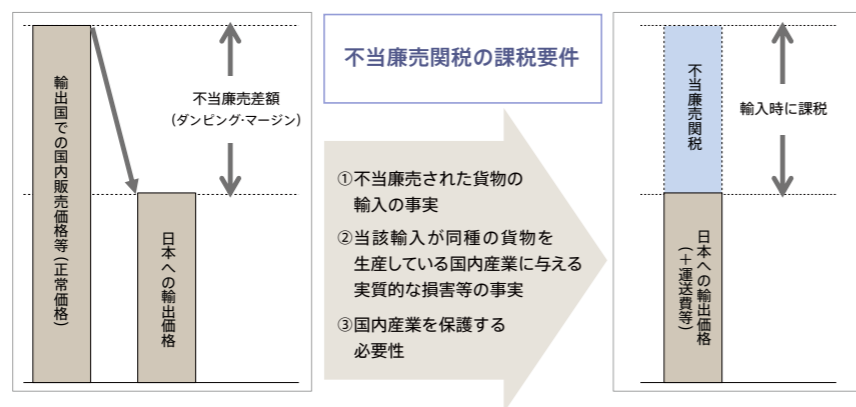
— 特殊関税制度の財務省の役割

特殊関税制度については、世界各国が恣意的に制度を運用しないよう、WTO（世界貿易機関）協定において各国共通の基本的ルールが定められており、不当廉売関税、相殺関税、報復関税、緊急関税の4つの種類があります。

今回は、4つの特殊関税の中から、日本におけるこれまでの課税実績が11件（品目ベース：令和4（2022）年12月時点）と最も多い不当廉売関税について、その制度の歴史や課税のために行う調査の実態に触れつつ、財務省の役割を紹介します。

— 不当廉売関税

不当廉売関税の制度は、正常価格（輸出国内の販売価格等）より低い輸出価格（ダンピング価格）で販売された貨物の輸入により、国内産業に損害などが生じる場合において、国内産業を保護するため必要があるときに、この輸入貨物に対して正常価格とダンピング価格の差額（ダンピング・マージン）の範囲内で割増関税を課す制度です。



この不当廉売関税の制度は、第一次世界大戦前後の20世紀初頭に世界各国で導入され、日本において制度が創設されたのは、遡ること約100年前の大正9（1920）年と歴史の古い制度です。当時は、業界から個々の外国産品に対して不当廉売関税の課税を求める陳情がしばしば行われましたが、不当廉売産品であるかの認定が困難であったこと、外国産品を消費する国内の関連企業の利害が絡んでいたこと、外国からの報復を考慮しなければならなかったことなどにより、実際に課税されることはありませんでした。

ただし、不当廉売関税の課税はされなかったものの、課税しそうになった事案はいくつかあります。例えば、昭和5（1930）年にイギリスやドイツから輸入された硫酸アンモニウム（化学肥料の原料）に関して、利害関係者間に不当廉売ではないかという問題が起こり、不当廉売関税を課すべきかどうかの問題が生じたこともありました。その実態をつきとめることが困難であったため、実際に不当廉売関税の課税をみるには至りませんでした。

その後、世界各国ではブロック経済化が進み、各国で統一ではない制度の下、不当廉売関税の課税の濫用が見られたことから、第二次世界大戦後、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）体制の下で国際的に共通ルールの策定が図られました。昭和39（1964）年から平成6（1994）年までにかけての累次の国際的な貿易交渉（ウルグアイ・ラウンドなど）を経て、不当廉売関税制度の運用の規律が強化され、現在の制度に至っています。特に、WTO体制においては、二審制の導入など、GATT体制に比べて大幅に充実した紛争解決制度が整備されました。

日本がこれまでに不当廉売関税を課税した実績は、平成5（1993）年、中国産フェロシリコマンガンに初めて発動して以降、品目ベースで11件、発動対象国ベースで18件ですが、この点について、世界各国における不当廉売関税の課税の状況に目を向けますと、WTOが発足した平成7（1995）年から令和4（2022）年6月までにかけて、世界各国では累計4,412件¹の不当廉売関税の課税の実績があります²。世界で最も多く不当廉売関税を課税している国がインドで771件、これに米国とEUが続きます。

¹ 発動対象国ベース（出典：WTO ホームページ）

² 4,412件のうち、日本からの輸出貨物に対して他国が課した不当廉売関税の実績は累計で172件

実際に不当廉売関税を課税するためには、政府で調査団（財務省、経済産業省、産業所管省）を構成し、調査を実施したうえで課税要件が満たされていることを確認する必要があります。

この調査については、WTO協定上、原則として1年（最長6か月の延長可）以内に終わることとされており、国内外の利害関係者（海外の生産者・輸出者、国内の輸入者・生産者など）に対して書面による質問状を送付したり、海外の供給者や国内の生産者の現地工場などを訪問することにより行います。その後、調査により課税要件が満たされていることが確認されれば、原則として5年間（延長可）、不当廉売関税を課税することとなります。

不当廉売関税の課税のための調査を公正かつ精緻に行い、適正な課税を行うことが、結果として、国内の産業の保護や発展に寄与するとともに、諸外国との間の無用な貿易紛争を避けるうえで極めて重要です。財務省は、今後も引き続き、このような重要な役割を十分に認識したうえで、国内産業の発展に資する特殊関税制度の立案・執行に努めるとともに、国内の様々な産業界において、本制度を効果的に活用していただけるよう周知に努めていきます。

コラム

相殺関税、報復関税、緊急関税についても簡単にご紹介します。

- ・相殺関税：輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対し、国内産業を保護するため、補助金額の範囲内で割増関税を課す制度です。
- ・報復関税：(1)WTO協定上の日本の利益を守る等のために必要があると認められる場合、(2)特定の国が日本の輸出貨物等に対し差別的に不利益な取扱いをしている場合に、貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課す制度です。
- ・緊急関税：輸入急増による国内産業への重大な損害の防止のため、国内産品の適正価格と輸入品の国内価格の差額の範囲内で割増関税を課す制度です。

- （過去の発動例）
- ・ねぎ、生しいたけ、量表に係る緊急関税（平成13年4月23日～11月8日（暫定措置））
 - ・米国バード修正条項に対する報復関税（平成17年9月1日～平成26年8月31日）
 - ・韓国ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税（平成18年1月27日～平成21年4月22日）

特殊関税制度の歴史と役割

不当に安い価格による
日本市場の独占を
阻止しています

